

J I S規格ただし書の適用について（重要）

これから**既存住宅**に浄化槽を設置したいとお考えの方は、J I S規格ただし書の適用を十分ご検討ください。

延床面積130㎡を超える**既存住宅**に浄化槽を設置する場合は、一般的には7人槽の設置を求められますが、申出によりJ I S規格ただし書の適用を受け、5人槽の設置を認められる場合があります。

この適用は、世帯の使用水量等の資料から判断されますが、実居住人員が2名の場合は、特例措置として申出書により資料等の提出がなくとも5人槽の設置を認められることがあります。ただし、近い将来人員の増加が見込まれる場合については適用されません。

詳しくは、福岡県京築保健福祉環境事務所環境課地域環境係までお問合せください。

福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課 地域環境係

電話0930-23-9050

（注意）この適用の対象は、**既存住宅のみ**です。住宅新築に伴う浄化槽新設には適用されません。